

## 2 佐藤英行議員

- 1 消費税増税再延期に伴う町財政と行政を執行するうえでの影響
- 2 原子力防災対策について



### 1 消費税増税再延期に伴う町財政と行政を執行するうえでの影響

市民自治を考える会の佐藤です。

まず最初の質問であります。

平成26年4月1日より消費税を5%から8%としました。

そして、10%となる施行日が平成27年10月1日であったものが、18か月延期して平成29年4月1日に変更するとしました。

その時、安倍首相は平成26年11月18日に次のように会見しております。

デフレから脱却し、経済を成長させる、アベノミクスの成功を確かなものとするため、消費税10%への引き上げを法定通り来年10月に行わず、18か月延期すべきであるとの結論に至りました。

来年10月の引き上げを18か月延期し、18か月後、さらに延期するのではないかといった声があります。

再び延期することはない、ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。

平成29年4月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施します。

3年間、3本の矢をさらに前に進めることにより必ずやその経済状況を作り出すことができるとしております。

金融緩和・財政出動・成長戦略、いわゆるアベノミクス3本の矢の結果はどうかといいますと、黒田日銀総裁は巨額の国債購入を通じてインフレ期待を高めるべく異次元緩和を行ったが成功せず、さらにマイナス金利付き量的・質的金融緩和サプライズを行いました。

法人税減税の恩恵は大企業に、しわ寄せは中小企業にとなっています。

その総括をやらず、さらに新・3本の矢を出してきて、アベノミクスの破たんを糊塗しています。

今年6月安倍首相は消費税の引き上げを2年半再延期するとしました。

税制の基本原則は応能負担原則にあるといわれており、消費税は逆進性の強い不公平税制であります。

所得税や法人税の累進性を強化し大企業や富裕層への課税を強化すべきだろうと考えます。

消費税は国税ですが、地方消費税は都道府県税であり、その税収の2分の1が市町村に交付されています。

そこで、今回の消費税の引き上げの再延期による当町の影響について伺います。

1. 法人税等減税と消費税再延期による町政執行上の今後の影響はどうか。
2. 地方消費税交付金は本年3月末で283,395千円となっており、平成28年度予算では326,000千円を歳入として計上しています。  
次年度以降も含めた今後の影響はどうか。
3. 2015年実施の国勢調査の岩内町の人口は、5年前の国勢調査より1,410人減の13,041人となっているが、このことが地方消費税交付金にどのように影響するのか。

## 【答 弁】

### 町 長 :

1 項めの法人税等減税と消費税再延期による町政執行上の今後の影響と、2 項めの地方消費税交付金の次年度以降も含めた今後の影響については関連がありますので、あわせてお答えします。

国においては、少子高齢化社会における社会保障費の増加に伴い、一層現役世代に負担が生じることのないよう世代間における公平性の確保や、社会保障の機能強化と安定化を図るため、社会保障と税の一体改革による消費税率の引き上げが閣議決定され、平成26年4月1日より5%から8%へ、そして、平成27年10月1日より10%へ引き上げ予定でありました。

しかしながら、景気動向などの理由により10%への引き上げを平成29年4月1日に延期し、更に、本年6月1日に、安倍内閣総理大臣は10%への引き上げを2年半延期すると表明したところであります。

今回の消費税率引き上げの延期表明を受け、町といたしましても、社会保障に関わる税源移譲など、町財政運営上においても、少なからず影響があるものと考えております。

まずは、法人町民税の減税につきましては、その引き下げ相当分を、地方交付税の原資となる地方法人税で引き上げることとしているため、理論上のトータル収支では大きな影響はないものの、法人住民税の交付税原資化の見直しなど、地方交付税の配分における不安要素も懸念しているところであります。

次に、地方交付税においては、国は社会福祉費や高齢者保健福祉費の増大を見込み、単位費用を増額し基準財政需要額に算入するとしております。

しかしながら、消費税率引き上げによる社会保障費の税源移譲が実施されない場合には、普通交付税については少なからず影響はあるものと推察しております。

次に、地方消費税交付金においては、消費税率8%のうち、1.7%相当額が市町村に配分されており、10%への引き上げ後は市町村への配分を0.3ポイント増の2%とすることとなっていたことから、現行の配分要件で算出しますと、平成27年度の交付額ベースでは、単年度で約5千万円の減収となる見込みであります。

また、本年度の地方消費税交付金につきましては、国勢調査による人口減少の影響で、北海道よりも本町の減少率が高かったことから、消費動向に左右されるものの、現時点では予算計上額を下回る見込みであります。

なお、平成29年度以降においては、引き続き地方消費税の清算割合が据え置かれることから、消費税率の引き上げが実施されるまでは、概ね平成28年度と同程度の水準で推移していくものと推察しております。

いずれにいたしましても、消費税率引き上げの再延期に伴い、社会保障費の財源不足が深刻化する中、町の歳入予算の根幹となる地方交付税や地方消費税交付金に影響が見込まれることから、町政執行上、一定程度の影響はあるものと認識しております。

3 項めは、2015年実施の国勢調査の岩内町の人口は5年前の国勢調査より1,410人減の13,041人となっているが、このことが地方消費税交付金にどのように影響するのかについてであります。

地方消費税交付金の算出にあたっては、各市町村へ配分される1.7%相当額のうち、1%相当額を国勢調査の人口や事業所数、企業統計の従業者数で按分し、残りの0.7%は国勢調査の人口のみで按分して、算出されることとなっております。

ます。

このため、国勢調査の結果では、北海道よりも本町の人口減少率が高かったことから、国勢調査の人口による算出分については、減少するものと考えております。

## < 再 質 問 >

今の答弁の中には社会保障費にその財源に影響が出るということが答弁でありましたが、そしてまた3つ目の人口減少によって、当然分配される地方消費税交付金についても影響があるという答弁を頂いたかなと思います。

しかしながら、地方公共団体というのは、この事務を処理するにあたって、住民の福祉を努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあるように、最小の経費で住民の現在の福祉を後退させることなく、増進を図るそして、最大の努力を求めるところということが、地方公共団体に求められていますので、岩内町においても最大の努力をしてもらいたい、今の福祉を後退させることなく最大の努力を求めるものであります。

## 2 原子力防災対策について

全国知事会は平成27年7月に、原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言を国に提出しています。

その中の放射線モニタリング体制について、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと、SPEEDIについては、関係地方公共団体が利用できるようなするなど具体的な活用方法について検討し、速やかに示すこと、また緊急被ばく医療については安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うことを国に提言しております。

さらには、平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望でも、全国知事会は実効性のある防護対策のために、緊急モニタリングの実測値だけではなく、原子力発電所の状態やSPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報も活用し、住民の被ばくを避けるための具体的な活用方法を明示することと国に提案・要望しています。

これを受け、国は平成28年3月原子力関係閣僚会議で対応方針を決定しております。

原子力規制委員会は、専門的・技術的観点から、予測的手法を、避難の方位を示唆する等の緊急時の防護措置に活用しないとしている。

国は、自治体が原子力災害時において住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において、原子力発電所事故の状況や地域の実情など様々な情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げないとししました。

また、UPZにおいてもPAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自治体の判断で平時に事前配布することができる、国は、その配布を財政的な措置も含めて支援すると提言に答えています。

放射性物質拡散予測のSPEEDIの活用、安定ヨウ素剤の住民への事前配布が可能となったのです。

このことは私たちが要求してきたことでもあります。

そこでお伺いします。

1. 放射性物質の拡散予測にSPEEDIを活用すべきと考えるが見解は。
2. 安定ヨウ素剤は甲状腺がん予防に効果があり、事前配布の検討をすべきと考えるが見解は。

## 【答 弁】

### 町 長 :

1 項めは、放射性物質の拡散予測に S P E E D I を活用すべきと考えるがについてであります。

S P E E D I の活用については、国において種々検討がなされ、平成 2 7 年 4 月の原子力災害対策指針の改正により、住民避難などの防護措置の判断には、S P E E D I の拡散予測結果は使用せず、緊急時モニタリングによる実測値により、防護措置の判断を行うとされたところであります。

その一方で、引き続き S P E E D I の活用を求める意見もあり、平成 2 7 年 7 月に、全国知事会は国に対し、実効性のある防護対策のために、放射性物質の大気中の拡散予測に関する情報なども活用し、住民被ばくを避けるための具体的活用方法を明示するよう、要請したところであります。

町といたしましても、科学的な見地から、更なる検討がなされ、防災対策の上で活用できる部分は活用するよう、北海道を通じて申し述べてきたところであります。

こうした中、平成 2 8 年 3 月に、国の原子力関係閣僚会議は、緊急時に、自治体が自らの判断と責任により、S P E E D I の大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない旨の考え方を示したところであります。

一方で、この原子力関係閣僚会議の決定を受けて、原子力規制委員会は、改めて、S P E E D I を防護措置の判断に活用しないとの考え方を示したところであります。

町といたしましても、緊急時における住民の安全確保に関しては、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に沿った、泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき、所要の防護対策を実施することとしておりますので、S P E E D I の活用については盛り込まれていないところであります。

いずれにいたしましても、現在、国において、S P E E D I の情報提供のあり方が検討されていることから、その結果を注視し、防護対策に努めて参ります。

2 項めは、安定ヨウ素剤は甲状腺がん予防に効果があり、事前配布の検討をすべきと考えるがについてであります。

U P Z における安定ヨウ素剤については、原子力規制庁が作成している、安定ヨウ素剤の配布・服用に当たってに基づき、地方公共団体は、避難や一時移転等の際に迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備する必要があるとされております。

また、避難経路途中で配布場所を設けることが困難な場合や、配布体制の準備に時間を要するなど、迅速な配布が困難な地域や対象者等については事前配布をすることも可能とされております。

こうした国の一定の考え方は示されておりますが、より具体的な配布方法などの取扱いについては示されておらず、配布方法や場所、体制などの課題も指摘されているところであります。

このため、北海道と岩内町を含む U P Z 圏内の 1 1 町村は、平成 2 7 年 5 月より、U P Z における安定ヨウ素剤の配布・服用の方法などについて、これまで 6 回の協議を実施してきたところであります。

この中では、服用のタイミングを逸することなく、避難住民にできるだけ迅速に配布することを前提とし、町村の集合場所で配布を受けられなかった方に対しても、避難退域時検査場所で配布を行うとの方向性が示され、現在、北海道にお

いて、最終的な取りまとめを行っているところであります。

この協議を踏まえ、本町においては、緊急時において、迅速な配布が困難とされる地域はないものと判断されることから、現時点での町の方針としては、集合場所での配布を基本とし、集合場所で配布ができなかった方については、避難退域時検査場所で配布するとしたところであります。



## < 再 質 問 >

SPEEDIについては、盛り込まれていないという話ですが、北海道においてもSPEEDIについては、やはり活用すべきという知事からの提言も国に出している訳ですから、是非ともこれはSPEEDIを活用すべきだと、なぜならモニタリングポストのみでは当然被ばくを前提とした退避、避難になるわけですから、絶対的に考えるべきだと思います。

で、安定ヨウ素剤についても然りだと思います。

それでお聞きしますが、3月の閣議決定後、今の2点についてどのような話し合いをされたかということがまず1点。

また、被ばくを前提とした退避、避難というのは、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると生存権を規定した憲法25条なんですけれども、これは抵触すると思います。

また、地方自治の本旨つまり住民の福祉の推進を図ることを基本とした地方自治法にも抵触すると私は考えます。

よって、SPEEDIの活用、そして事前に安定ヨウ素剤の配布を実行し、被ばくをしないで退避、避難ができる原子力防災を考えるべきだと考えるが見解を求めます。

もちろんこの2つで原発事故による被ばくリスクがなくなるわけではないことはもちろん承知していますが、少なくとも2つをやることによって、リスクは少しは減るということがありますので、再答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長 :**

SPEEDIの活用については、町といたしましても防災対策の上で活用できる部分は活用すべきと考えているところであります。

こうしたことから、現在国においても種々検討がなされていることから、引き続き北海道を通じ、申し述べてまいります。

次に安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、現時点の町の方針としては、集合場所での配布を基本とし、集合場所で配布することができなかった場合には、避難退域時検査場所での配布としておりますが、今後の北海道と11町村との協議結果を踏まえ、改めて町の方針を定めることといたします。